

循 社 第 4 8 8 号  
令 和 3 年 8 月 1 7 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様  
一般財団法人千葉県環境財団理事長 様  
一般社団法人千葉県建設業協会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰(産業廃棄物関係事業  
功労者 産業廃棄物排出事業者の部)における被表彰候補者の  
推薦について(依頼)

日頃から、本県の廃棄物行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、産業廃棄物排出事業場において、廃棄物処理法第21条に定める  
技術管理者等としての業務に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな  
功績があった方に対して、感謝状を贈呈し表彰しています。

つきましては、別添1「千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰事務取扱要領」  
(以下「要領」という。)及び別添2「千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰  
事務取扱要領の解説」を確認の上、候補者を選考いただき、令和3年10月1日(金)  
までに下記により審査表を提出してくださるようお願いいたします。

また、該当がない場合にも、その旨回答くださるようお願いいたします。(電子  
メール、FAXも可)

受賞者決定後には、名簿を作成し県ホームページで公表します。

なお、選考の結果、推薦をいただいた候補者が受賞できない場合もありますので、  
予め了承願います。

記

## 1 提出書類

審査表(様式1の1)

## 2 推薦及び書類作成にあたっての留意事項

(1) 令和元年度から「千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰事務取扱要領」を以下  
のとおり一部改正いたしました。そのため、10名を上限として順位をつけて推薦して  
いただくようお願いいたします。また、同一事業者からは、原則1名以内で推薦をお願  
いいたします。

【令和元年度 改正内容】

〈要領抜粋〉 第7条 (2) 産業廃棄物関係事業功労者

|                | 旧要領  | 新要領  |
|----------------|------|--|
| イ 産業廃棄物排出事業者の部 | 5名以内 | 各5名以内<br>(いずれかの区分において推薦のあった者が5名未満の場合にあっては、合計して10名以内) |
| ウ 産業廃棄物処理業者の部  | 5名以内 |  |

(2) 候補者又は候補者の所属する事業者について、過去5年間に環境関連法令違反がある場合には、表彰対象外となることがありますので、留意してください。

(3) 候補者の年齢及び従事年数は、令和3年4月1日現在としてください。なお、平成22年度から要領の別表1(感謝状の選考基準)を改正し、産業廃棄物関係事業功労者の部についても、一般廃棄物関係事業功労者の部と同様の年齢基準を設けましたので、留意してください。

(4) 知事感謝状の推薦について、「過去に部長感謝状を受賞していること」が条件の一つとなっていますが、平成19年度まで実施していた「クリーンウェイスト千葉大会会長感謝状」を受賞した者についても部長感謝状を受賞したものとして扱いますので、留意してください。

(5) 様式について電子媒体を入手されたい場合は、下記のアドレスまで連絡いただければ送付いたします。

【提出先】

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1  
循環型社会推進課 資源循環企画室

TEL. : 043-223-2759

FAX. : 043-221-3970

E-Mail : [kikaku01@pref.chiba.lg.jp](mailto:kikaku01@pref.chiba.lg.jp)

(担当：月崎)